

「○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領」新旧対照表

○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（新）		○ 長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（旧）	
1 (略)		1 (略)	
2 適用範囲	この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。	2 適用範囲	この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。
(1) 特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。）対象工事が、 <u>契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当である</u> と認める工事。	<p>（1）特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。）対象工事が、<u>契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当である</u>と認める工事。</p> <p>（2）その他の、<u>契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当である</u>と認める工事。</p> <p>ただし、<u>特定調達契約以外においても、契約担任者が執行することが適当である</u>と認めた場合は、この限りではない。</p>	(1) 入札者の技術力（施工計画、配置予定技術者の能力、企業の施工能力、企業の信頼性）並びに工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項に係る技術提案（以下「技術提案」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。	(1) 入札者の技術力（施工計画、配置予定技術者の能力、企業の施工能力、企業の信頼性）並びに工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項に係る技術提案（以下「技術提案」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。
2 の 2 入札方式の適用	<u>長崎県建設工事一般競争入札実施要綱</u> （平成15年長崎県告示第780号。以下「一般競争入札要綱」という。）第2条第15号に規定する事前審査型入札を適用する。	(2) その他、契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当であると認める工事。	(2) その他、契約担任者が、総合評価落札方式（標準型）に基づき執行することが適当であると認める工事。
(3) (略)		(3) (略)	
4 入札公告	契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）による入札を実施しようとするとときは、 <u>一般競争入札要綱</u> の規定に基づくほか、次の事項について公告する。	4 入札公告	契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）による入札を実施しようとするとときは、 <u>長崎県建設工事一般競争入札実施要綱</u> の規定に基づき、次の事項について公告する。

ア (略)  
イ 施工計画及び技術提案（以下「技術提案等」という。）により施工しようとす  
る場合は、その内容を明示した技術提案等を提出すること。

ウ～エ (略)

オ 価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時  
には技術提案等を別途提出することとし、一部でも欠いた者、重大な誤記記載  
があった者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があつた者の行つた入札は無効  
となること。さらに、入札書提出時の技術提案等は採否通知で採用されたもの  
のみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となつたもの  
を提出した者の行つた入札も無効となること。

カ 技術提案等の採否については、5(1)の技術資料提出期限の翌日から起算  
して、15日～20日以内（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43  
号）第1条第1項に規定する休日を除く。（以下「休日を除く。」といふ。））に  
通知すること。その際、その採否に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを  
行うことができるものとすること。

キ 技術提案等について、その後の工事において、その内容が一般的に使用さ  
れている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、  
工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。  
ク 採用された技術提案等が履行できなかつた場合において、再度施工が困難あ  
るいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとすること。  
また、技術提案等がされた部分において採用された技術提案等、仕様を満  
たさなかつたものがある場合は、工事成績評定の減点を行うものとすること。

ケ 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成17年長崎県告示第403号）以  
下「低入札要綱」という。）に基づく調査は、低入札要綱第6条の規定に~~係わら~~  
ず低入札要綱第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った（以下「低入札  
調査対象者」という）入札者すべてを対象とする。さらに、履行  
力確認要領第2条に規定する履行確認強化価格を下回る低入札調査対象者につ

する。 ア (略)  
イ 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画書を  
提出すること。技術提案が適正と認められない場合に標準案（発注者が~~因面~~改  
び仕様書等に参考として示した施工方法等をいう。以下同じ。）に基づいて施  
工する意志がある場合には、標準案により施工する旨の意思表示をすること。

ウ～エ (略)

オ 価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時  
には技術提案を別途提出することとし、一部でも欠いた者、重大な誤記記載が  
あった者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があつた者の行つた入札は無効  
となること。さらに、入札書提出時の技術提案は採否通知で採用されたもの  
のみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となつたものを  
提出した者の行つた入札も無効となること。

カ 技術提案の採否については、技術資料提出期限の翌日から起算して、15日～  
20日以内（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第  
1項に規定する休日を除く。（以下「休日を除く。」といふ。））に通知すること。  
その際、技術提案が適正と認められなかつた場合には、その理由を付すこと。  
さらに、その理由に対して、理由の説明要求及び苦情申立てを行うことができ  
るものとすること。

キ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用され  
ている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工  
業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。  
ク 落札者決定に反映された技術提案が履行できなかつた場合において、再度施  
工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うも  
のとすること。また、技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかつ  
たものがある場合は、工事成績評定の減点を行うものとすること。

コ 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成17年長崎県告示第403号）以  
下「低入札要綱」という。）に基づく調査は、低入札要綱第6条の規定に~~係わら~~  
ず低入札要綱第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った（以下「低入札  
調査対象者」という）入札者すべてを対象とする。さらに、履行  
力確認要領第2条に規定する履行確認強化価格を下回る低入札調査対象者につ  
きによる調査を行うものとする。

いては、同要領第3条の規定による調査（以下「履行能力確認調査」という。）を行ふものとする。ただし、低入札調査基準価格を下回る場合の調査と履行能力確認調査が重複して対象となる者については、履行能力確認調査のみを行うものとする。

## 二 その他総合評価に関する事項

### 5 技術資料の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「技術資料作成要領」に定められた資料（以下「技術資料」という。）を入札公告の日から起算して25日以内（公告日及び休日を含む）に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出しなければならないものとする。

(2) 技術提案等を提出する場合で、技術提案等が採用されない場合は標準案に基づいて施工するものとする。

(3) (略)

(4) 技術資料を提出した者が、一般競争入札要綱第7条に規定する申請書を同条に規定する提出期限内に提出しなかった場合は、その者による技術資料の提出はなかったものとみなす。

5 技術資料の提出  
(1) 入札に参加しようとする者は、別紙「技術資料作成要領」に定められた資料（以下「技術資料」という。）を入札公告の日から起算して25日以内（公告日及び休日を含む）に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出しなければならないものとする。  
(2) 技術提案を提出する場合で、技術提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意志がある場合は、標準案により施工する旨の意思表示をするものとする。

(3) (略)

(4) 技術資料を提出した者が、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条に掲げる申請書を同条に規定する提出期限内に提出しなかった場合は、その者による技術資料の提出はなかったものとみなす。

(5) 長崎県電子入札実施要綱（平成18年17監第426号。以下「電子要綱」という。）第2条に規定する建設工事（以下、「電子入札対象工事」という。）の場合、技術資料の提出者は、電子入札に使用するICカードの名義人とし、異なる場合は、その者による技術資料の提出はなかったものとみなす。

### 5の2 配置予定技術者の取扱い

(1) ~ (2) (略)

(3) (2) の場合における配置予定技術者の評価は、申請された配置予定技術者のうち評価点の総計が最も低い配置予定技術者により企業の技術力に係る評価を行うものとする。

(4) 技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めないものとする。

5の2 配置予定技術者の取扱い  
(1) ~ (2) (略)  
(3) (2) の場合における配置予定技術者の評価は、申請された技術者のうち評価点の総計が低い方の技術者で企業の技術力に係る評価を行うものとする。  
(4) 技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めないものとする。

## 6 技術資料の審査

技術資料の審査は、一般競争入札要綱第2条第5号に規定する競争参加資格委員会（競争参加資格委員会委員長が別に定めた場合、競争参加資格委員会委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下、「技術審査分科会」という。）に委託した場合は技術審査分科会）において行い、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。

## 7 技術提案等の採否通知

(1) 技術提案等の採否通知は、技術資料の提出期限の翌日から起算して15日～20日以内（休日を除く。）に行うものとする。

7 技術提案の採否通知  
(1) 技術提案の採否通知は、技術資料の提出期限の翌日から起算して15日～20日以内（休日を除く。）に、様式8号により行うものとする。  
(2) 技術提案が適正と認められない場合はその理由を記載するものとする。

## 8 技術提案等の採否に対する説明

(1) 技術提案等が適正と認められない旨通知を受けた者は、契約担任者に対し通知の日から7日以内（休日を除く。）に説明を求めることができるものとする。  
この場合においては、長崎県建設工事苦情処理手続要綱（平成15年6月20日付  
15監第149号）第5条に基づく書面を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

(2) (略)

## 8 技術提案の採否に対する説明

(1) 技術提案が適正と認められない旨通知を受けた者は、契約担任者に対し通知の日から7日以内（休日を除く。）に説明を求めることができるものとする。  
この場合においては、長崎県建設工事苦情処理手続要綱第5条に基づく書面を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

## 9 入札

入札者は、価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時には、技術提案等入札書及び工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日、20建企第233号）に基づく工事費内訳書（7. の通知で採用されたもののみを記載。）を別途提出するものとする。  
ただし、技術提案等を提出しなかった者及び提出した技術提案等が全て否とされた者については技術提案等入札書の提出は不要とする。

(2) (略)

## 9 入札

入札者は、価格、企業の技術力及び技術提案をもって入札するものとし、入札書提出時には、技術提案（7. の通知で採用されたもののみを記載。）を別途提出するものとする。  
なお、電子入札対象工事の場合は、技術提案を持參又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）により、7の技術提案の採否通知の日の翌日から入札書の提出締切日時までに提出するものとする。

## 9の2 電子入札対象工事の場合の技術提案の確認

契約担任者は、9に基づき提出された技術提案の確認は、受付後直ちに行うことができるものとし、13において落札決定を保留するまでに行うものとする。

## 10 入札実施における特例

この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実

## 10 入札実施における特例

この要領に基づき入札を行うときは、他の要領等の規定に関わらず次のとおり実

施する。

施する。

(1) 電子入札対象工事の場合、電子要綱に定めがあるものについては、電子入札システムを使用する。

なお、入札公告には、下記のとおり記載するものとする。

「本工事は、提出資料及び入札書等（総合評価落札方式（標準型）に係る技術資料及び9における技術提案を除く。）の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象工事である。」

(2) 総合評価落札方式（標準型）（特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）規定が適用される契約をいう。）及び国からの受託工事（以下、「特定調達契約等」という。）を除く。）は最低制限価格制度を適用する。

(3) 事前審査型入札により行う。

(4) 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第7条第1項中「入札公告の日の翌日から起算して30日（休日を除く。）」を「入札公告の日から起算して25日（公告日及び休日を含む。）」及び第12条第2項中「30日」を「15日～20日（休日を除く。）」に読み替えるものとする。

(2) 低入札要綱第6条を「契約担任者は、前条の低入札調査対象者がある場合に低入札を一時保留し、低入札調査対象者から調査表（低入札調査基準価格を下回った低入札調査対象者においては、様式第1号及び様式第1号の2。履行能力確認調査対象者においては、低入札に係る履行能力確認要領に定める様式。）を提出させて調査を行い、その結果を事務所の競争参加資格委員会の審査に附するものとする。この場合において、事務所の長は、関係部等の競争参加資格委員会に意見を求めることができる。ただし、低入札調査基準価格を下回った低入札調査と履行能力確認調査が重複して対象となる者については、履行能力確認調査のみを行う。」に読み替える。

(3) 低入札要綱第7条の見出し「（落札者の決定）」を「（落札候補決定者の決定）」に読み替える。

(4) 低入札要綱第7条第1項を「契約担任者は、前条の規定に基づき、低入札調査対象者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認める者のうち、評価値が最も高い者を落札候補決定者とし、その旨を別に定める様式により全ての入札参加者に通知するものとする。」に読み替える。

(5) 低入札要綱第7条第2項中「最低価格入札者」を「低入札調査対象者」に読み替える。

(5) 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成17年長崎県告示第403号）第6条中「最低価格入札者」を「低入札調査対象者」に読み替えるものとし、第7条第2項中「最低価格入札者」を「低入札調査対象者」に読み替える。

(6) 開札後、入札会場において（電子入札対象工事は電子入札システムにより）、入札執行者は予定価格及び最低制限価格（一般競争入札（特定調達契約等を除く。）又は低入札調査基準価格（特定調達契約等）を公表するものとする。ただし、入札が不調で終わった場合には、予定価格及び最低制限価格又は低入札調査基準価格の公表は行わないものとする。

(7) 電子要綱第21条第1項に規定する落札者決定通知書は紙により入札参加者に送付するものとする。

(6) 低入札要綱第7条第3項を「同条第1項の場合において、契約担任者は、落札決定者が配置技術者を専任で配置できない場合で評価値が最も高い者の次に評価値が高い者（以下「次順位」という。）があるときは、次順位者を落札決定者とし、その旨を別に定める様式によりその者に通知するものとする。」に改める。

(7) 低入札要綱第7条第4項を「前項の規定は、次順位者が配置技術者を専任で配置できない場合に準用する。」に読み替える。

(8) 一般競争入札要綱第7条に規定する競争参加資格確認申請書を提出した者が、5（1）に規定する提出期限内に技術資料を提出しなかった場合は、申請書を取り下げたものとみなす。

### 11 入札の無効

技術資料及び9に定める技術提案等の提出を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があつた者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があつた者のした入札は、無効とする。さらに、入札書提出時の技術提案等には採否通知で採用されたものののみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となつたものを提出した者の行った入札も無効となること。

12 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準  
「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」により、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。

### 13 開札

(1) 入札執行者は、開札後、入札が不調となつた場合を除き、入札に関する内容を告知し、入札を保留するものとする。

(2) 契約担任者は、(1)の場合において、「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準」2により落札決定者を決定し、その旨を別に定める様式により、直ちに落札決定者決定をその者に通知するものとする。

(3) 契約担任者は、(2)の場合において、直ちに開札結果を公表するものとする。

落札者の仮決定は、開札後保留し、入札結果について入札を執行したかい（かい又は課）とは、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号又は第3号に規定するものをいう。）の長の承認（かいの長が不在の場合等やむを得ない場合は、かいの長があらかじめ指定した者の承認）を得て原則として開札日

### 11 入札の無効

技術資料及び9に定める技術提案の提出を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があつた者及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があつた者のした入札は、無効とする。さらに、入札書提出時の技術提案には採否通知で採用されたものののみを提出するものとし、採用されたものと異なるものや不採用となつたものを提出した者の行った入札も無効となること。

12 総合評価及び落札者決定の方法並びに総合評価の基準  
別添「総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準（標準例）」を参考に、3に定める学識経験を有する者の意見を聴取した上で定めるものとする。

### 13 開札

(1) 入札執行者は、開札後、入札が不調となつた場合を除き、入札に関する内容を告知し、入札を保留するものとする。

落札者の仮決定は、開札後保留し、入札結果について入札を執行したかい（かい又は課）とは、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第1号に規定するものをいう。）の長の承認（かいの長が不在の場合等やむを得ない場合は、かいの長があらかじめ指定した者の承認）を得て原則として開札日の翌日（その日が休日

の翌日（その日が休日であるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日。）までに（低入札要綱第5条に定める低入札調査対象者が発生した場合又は談合情報があつた場合又はくじ引きを実施する場合等入札結果を確定するのに時間要する場合は、入札結果確定後速やかに行うものとする。

### 13の2 落札決定

(1) 落札候補者は、落札候補者の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行わなければならない。

落札候補者が上記の通知を期限内に行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することが不可能である通知が行われたものとみなす。

(2) ~ (3) (略)

(4) 契約担任者は、落札候補者より配置予定技術者を専任で配置することができない旨の通知を受けた場合は、総合評価落札方式（標準型）落札者決定基準 2を満たす者のうち落札候補者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札候補決定の通知を行う。この場合においては、(1)から(3)の規定を準用する。

(5) (4)の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

(6) 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず（1）により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日付け長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。

(7) 契約担任者は、落札者が決定した場合は、直ちに別に定める様式により全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をするものとする。

### 14 工事費内訳書のヒアリング

契約担当者は、工事品質リスクの算定を行うにあたり、必要に応じ確認のため提出された工事費内訳書のヒアリングを行うことができる。

であるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日。）までに（長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成15年長崎県告示第782号）第5条に定める低入札調査対象者が発生した場合又は談合情報があつた場合又は入札結果に不自然さがあつた場合又はくじ引きを実施する場合等入札結果を確定するのに時間要する場合は、速やかに）行うものとする。

### 13の2 落札決定

(1) 落札の候補者を受けた者（以下「落札候補者」という。）は、落札候補者の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行わなければならぬ。

落札候補者が上記期限内に行わなかった場合は、配置予定技術者を専任で配置することができないものとみなす。

(2) ~ (3) (略)

(4) 契約担任者は、落札候補者より配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の者のうち落札候補者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札候補決定の通知を行う。この場合においては、(1)から(3)の規定を準用する。

(5) (4)の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

(6) 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず（1）により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成12年4月27日付け長崎県告示第599号の6）に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

また、配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。

### 14 工事費内訳書のヒアリング

特定調達契約等については工事品質リスクを設定しており、入札額と工事内訳書の合計額に相違が生じると工事品質リスクの算定が不可能となるため、必要に応じ確認のためヒアリングを行うものとする。

15 落札結果の公表

契約担任者は、13の2(7)により落札者決定の通知をした場合は、直ちに落札結果を公表するものとする。

16 (略)

17 價格以外の評価内容の担保

(1) 契約担任者は、採用された技術提案等について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書において取り決めておくものとする。

(2) 契約担任者は、採用された技術提案等が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うことができるものとする。また、評価した技術提案等を満たさなかつたものがある場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。

(3) 契約担任者は、工事の施工時において要求する評価項目があり、落札者が技術資料でその履行を誓約した場合で、履行が確認できなかつた場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。

(4) (2) 及び (3)において、落札者の責によらない場合は除くものとする。

17の2 提出期限等の特例

競争参加資格委員会（一般競争入札要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間要する場合その他正当な理由がある場合は、5(1)、7(1)及び10(1)の規定にかかわらず、提出期限、通知期限等を短縮し、又は延長することができる。

15 落札結果の公表

(1) 契約担任者は、落札者が決定した場合は、全ての入札参加者に対し、落札者決定の通知をしなければならない。

(2) (1)により落札者決定の通知をしたときは、「公共工事の入札結果及び契約内容の公表について」（平成13年3月27日付け12監第564号）に定める事項ごとに該以外の評価点及び評価値を加えて、紙による閲覧により公表する。

16 (略)

17 價格以外の評価内容の担保

(1) 契約担任者は、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書において取り決めておくものとする。

(2) 契約担任者は、落札者決定に反映された技術提案が履行できなかつた場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。また、技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかつたものがある場合は、工事成績評定の減点を行うものとする。

17の2 提出期限等の特例

競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間要する場合その他正当な理由がある場合は、5(1)、7(1)及び10(4)の規定にかかわらず、提出期限、通知期限等を短縮し、又は延長することができる。

18 その他

(1) この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条

18 その他

(1) この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条

第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとし、「総合評価落札方式(標準型) 契約書約定事項」に定める条項を約定しておくものとする。

(2) (略)

条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとし、次の条項を約定しておくこと。さらに条項中の別紙については様式9号を使用するものとする。

(乙の提案した施工計画及び技術提案)  
第〇条 乙が提案した施工計画及び技術提案の内容及びその担保について  
措置等は、別紙のとおりとする。

(2) (略)

19 施行期日

この要領は、平成19年1月19日から施行する。  
この要領は、平成19年3月15日から施行する。  
この要領は、平成19年12月10日から施行する。  
この要領は、平成20年4月1日から施行する。  
この要領は、平成20年7月22日から施行する。  
この要領は、平成20年7月31日から施行する。  
この要領は、平成21年1月5日から施行する。  
この要領は、平成22年9月1日から施行する。

19 施行期日

この要領は、平成19年1月19日から施行する。  
この要領は、平成19年3月15日から施行する。  
この要領は、平成19年12月10日から施行する。  
この要領は、平成20年4月1日から施行する。  
この要領は、平成20年7月22日から施行する。  
この要領は、平成20年7月31日から施行する。  
この要領は、平成21年1月5日から施行する。